

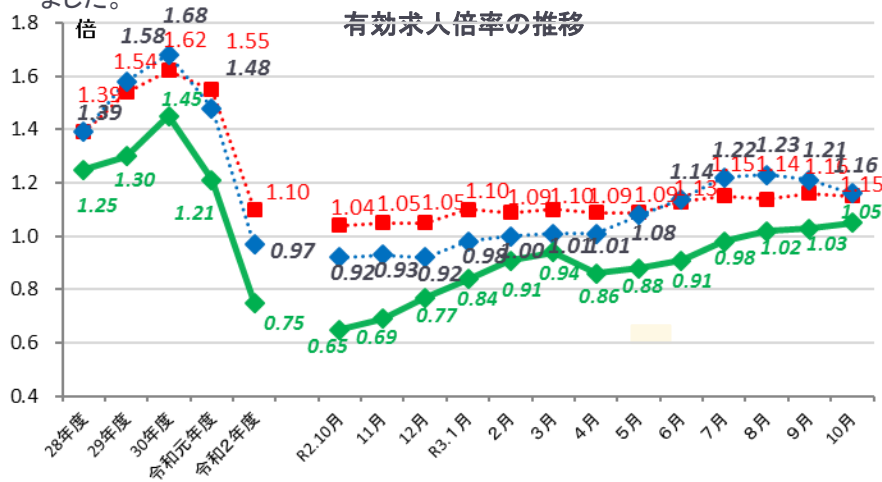
発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

▶ ハローワーク磐田管内の雇用失業情勢(10月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は1.05倍となり、前月を0.02ポイント上回り、令和3年8月以降1倍を維持しました。また、前年同月比でも0.40ポイントと大幅に上りました。



●●● 有効求人倍率(全国) ●●● 有効求人倍率(静岡県) ●●● 有効求人倍率(磐田所)

	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10
全国	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15
静岡県	0.92	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08	1.14	1.22	1.23	1.21	1.16
磐田所	0.65	0.69	0.77	0.84	0.91	0.94	0.86	0.88	0.91	0.98	1.02	1.03	1.05

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。

季節調整については、令和2年12月以前の数値については季節調整替えを行っています。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

▶ 令和4年3月高校卒業予定者の求人・求職状況(10月末)



磐田所管内の高校卒業予定者の職業紹介状況は、令和3年10月末現在、以下のとおりです。なお、対象は学校またはハローワークからの職業紹介を希望した生徒です。

- ・求人倍率は、3.03倍で、前年同期に比べ0.43P上回り、過去2番目の高水準となった。
- ・求人数は、1,275人で前年同期に比べ142人(12.5%)増加となった。
- ・就職内定率は86.7%で過去2番目の高水準となった。(未内定者数は56人)

▶ 雇用保険マルチジョブホルダー制度を新設します ～ 令和4年1月1日スタート ～



令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高齢被保険者)となることのできる制度です。詳細はHP等でご確認ください。

▶ 令和4年1月以降の雇用調整助成金等の特例措置について



新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置等について、令和4年1月～3月の具体的な助成内容はHPをご参照ください。

※休業支援金・給付金の申請期限

令和2年4月～令和3年9月の休業に係る申請期限の延長が令和3年12月末までとなっております。休業していた時期から申請までの期間が長くなると、事実確認等が困難になりますので、できる限り早期に申請をお願いいたします。

【問い合わせ先】

雇用調整助成金産業雇用安定助成金コールセンター(電話0120-60-3999)

➤ 人材開発支援助成金のご案内



人材開発支援助成金とは・

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、講師謝金や受講料等の訓練経費のほか、訓練受講労働者に係る訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。本助成金には各種要件があります。詳しくはHPをご参照ください。

➤ 小売業及び介護施設の事業者に対する転倒予防・腰痛予防への取組について



職場での転倒災害は令和2年度は全国で30,929件(休業4日以上)と労働災害では最も多く、近年増加傾向にあります。今年も前年同期比で約2割増と大きく増加をしています。

転倒災害は、その約6割が休業1か月以上と重症化するものも多く、特に50代以上の女性で多く発生しています。

厚生労働省では、労働災害が特に増加傾向にある小売業及び介護施設の業界団体に対し、労働災害防止の取組の実施を要請しています。

➤ 育児・介護休業法が改正されました



～ 法改正により、男性の育児が取りやすくなります ～

令和3年6月に育児・介護休業法が改正されました。令和4年4月1日から段階的に施行されます。

- 1 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設(令和4年10月1日施行)
- 2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け(令和4年4月1日施行)
- 3 育児休業の分割取得(令和4年10月1日施行)
- 4 育児休業の取得の状況の公表の義務付け(令和5年4月1日施行)
- 5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(令和4年4月1日施行)

【お問い合わせ】 静岡労働局雇用環境・均等室 電話054-252-5310

御来所の際は、引き続き新型コロナウイルス感染防止のため、利用者の方々に、マスクの着用、手指のアルコール消毒、体温の検温の御協力をお願いします。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

➤ 就職氷河期世代を対象にした職場実習・体験の受け入れにご協力ください



就職氷河期世代の方々は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている等、様々な課題に直面している方がいます。

このような方々に対する支援の取組の一つとして、労働局及びハローワークでは、就職氷河期世代の方が企業において職場実習・体験を体験することを通じて、就職氷河期世代の方と企業との相互理解を進めるための事業を実施しています。

事業主の皆さまには、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくため、職場実習・体験の受け入れにご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ】

ハローワーク磐田または静岡労働局訓練室まで(054-271-9956)

➤ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します



従業員の方を対象に精神障害・発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者となっていただくための講座を開催します。

【内容】「精神疾患(発達障害含む)の種類、精神・発達障害の特性、共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法)等について

【メリット】精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くための必要な配慮などを学ぶことができます。

【開催日程】12月16日(木)、1月20日(木)のいずれかの1日
14時～16時

【会場】ハローワーク磐田3階会議室

【受講者】企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

【定員】各日とも12名(先着順で定員に達し次第締め切ります。)

➤ 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小事業主への認定制度があります



この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

認定事業主となることのメリット●認定マークを使用できます●厚生労働省・労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります●日本政策金融公庫の低利融資対象となります●公共調達への加点評価を受けられます